令和９年度
葛飾区任期付職員採用選考案内
（都市整備部副参事（用地担当））

令和８年11月
葛　　飾　　区

この採用選考は、葛飾区に勤務する任期付職員（都市整備部副参事（用地担当））の採用候補者を決定するために実施するものです。
任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第２項」の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、原則として任期の定めのない職員と同様です。

１　募集職名、採用予定数、職務内容、受験資格

募集職名 （職務の級）	都市整備部副参事（用地担当）（課長級）
採用予定数	１名
職務内容	都市整備部副参事として、次に掲げる業務に従事させる。 １　用地取得案件における専門的事項に関する職員の指導 ２　用地取得困難案件における用地折衝 ３　用地取得業務に関する専門的知識や経験、技術を有する職員の育成 ４　用地取得業務の進行管理 ５　各事業所管に対する相談及び支援
受験資格	年齢を問わず、以下の①から⑤までの条件を全て満たしている者 ①　日本国籍を有している者 ②　地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しない者 ③　大学卒業後、業務従事歴 14 年以上有する者 ④　現に葛飾区の常勤職員（任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く。）でない者 ⑤　民間企業・地方自治体等において管理職として組織運営の経験を有する者

２　採用予定日及び任期

（１）採用予定日　　令和９年４月１日
（２）任　　期　　令和１２年３月３１日までの３年間
※　任期については、本人の同意を得て延長する場合があります。任期を延長する場合であっても、任用期間が採用の日から５年を超えることはありません。

３　選考内容

（１） 第一次選考

選考方法	書類選考
結果発表	令和８年１２月下旬 ※　合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。

（２）第二次選考

選考方法	口述試験
実施日時	令和９年１月中旬から令和９年１月下旬までの指定する日
場　　所	葛飾区内の施設 ※　詳細は、第一次選考合格者に個別に通知します。
結果発表	令和９年２月上旬 ※　合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果を通知します。

４　受験申込手続き

所定の応募書類に必要事項を本人が記入し、下表の要領で申し込んでください。

申込期間	**令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月１１日（金）まで** ● 持参受付時間：午前９時から午後５時まで（※ 土日・祝日を除く） ● 郵送の場合は、締切日必着です。 封筒の表に「葛飾区任期付職員（都市整備部副参事）採用選考受験申込」と朱書し、**簡易書留により郵送してください。** （郵便による事故については責任を負いません）
申込先	〒１２４－８５５５　東京都葛飾区立石５－１３－１ 葛飾区総務部人事課人事係（区役所内郵便局２階） ℡０３－５６５４－８１５１
応募書類	①　採用選考申込書 ②　職務経歴書 ※　申込時にご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。なお、個人情報の取扱いについては、葛飾区個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理しています。また、規程の保存年限経過後に破棄します。

５　勤務条件等（令和８年１１月１日現在）

（１）給与

給料は、葛飾区職員の給与に関する条例及び葛飾区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき決定します。

【例示】
５０歳の例
給与月額　約６７万円（年収　約１，１５０万円）
※　年収には地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。
※　その他、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が規定に基づき支給されます（該当する場合のみ）。
※　昇給は、原則として年１回行われます。
※　採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

（２）勤務日等
①　勤 務 日　原則として月曜日から金曜日まで（祝日除く）
②　勤務時間　原則として８時３０分から１７時１５分まで
③　休　　暇　１年度につき２０日の年次有給休暇
　　その他夏季休暇、慶弔休暇等

（３）勤務場所
東京都葛飾区立石５－１３－１　葛飾区総合庁舎内
※　敷地内は禁煙

（４）服務
任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されます。

６　その他

（１）受験資格がないことが判明した場合、または申込書類の記載事項等について虚偽があった場合には、選考の合格または採用を取り消します。

（２）受験資格にある、地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しないものとは次のページのとおりです。

（３）求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関する方針
葛飾区は法令に基づき、採用選考その他の求職活動等（就職説明会・採用面接・OB/OG訪問・インターンシップ等を含む）の過程において、受験者・参加者をはじめとするすべての求職者等に対し、選考に関わる職員からの性的な言動を禁止しています。
求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。相談窓口においては、躊躇なく通報・相談ができるよう、プライバシーを保護するための必要な措置を講じております。また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当区の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

≪相談窓口≫
葛飾区役所総務部人事課
℡　０３－５６５４－８３４７（直通）
（土・日・祝日・年末年始を除く午前９時から午後５時まで）

【参考】地方公務員法第１６条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

７　問合せ先

（１）採用等に関すること
総務部人事課人事係
〒１２４－８５５５　東京都葛飾区立石５－１３－１（区役所内郵便局２階）
℡　０３－５６５４－８１５１

（２）職務内容等に関すること
都市整備部道路建設課事業推進係
〒１２４－８５５５　東京都葛飾区立石５－１３－１（区役所内４階）
℡　０３－５６５４－８３８９